国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （期末手当） 第８条　（略） ２　期末手当の額は、第５条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、100分の219.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた１週間当たりの勤務時間を40（１週間当たりの勤務時間が38時間45分の者にあっては、38.75）で除して得た割合を乗じて得た額とする。 （表は省略） ３　（略）	本則 （期末手当） 第８条　（略） ２　期末手当の額は、第５条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、100分の221.1を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた１週間当たりの勤務時間を40（１週間当たりの勤務時間が38時間45分の者にあっては、38.75）で除して得た割合を乗じて得た額とする。 （表は省略） ３　（略）	

附　則（令和元年12月２日経細則第10号）

この細則は、令和元年12月２日から施行し、令和元年12月１日から適用する。